

平成 20 年 3 月 13 日
文 部 科 学 省

社会教育調査に係る統計審議会答申内容への対応状況

1. 平成 14 年 6 月の統計審議会答申で今後の課題とされた事項への対応状況

(1) 調査対象施設の把握

調査対象施設の的確な把握に資するために、事業所・企業統計調査(指定統計第 2 号を作成するための調査)等他の統計調査の調査対象名簿を利用することについて検討する必要がある。

- ・平成 17 年度調査においては、調査対象施設の的確な把握のため、各都道府県教育委員会に平成 13 年事業所・企業統計調査名簿を配布した。
- ・平成 20 年度調査においても、平成 18 年事業所・企業統計調査名簿を配布し、引き続き、調査対象施設の的確な把握に努める。

(2) ボランティア活動状況の把握方策の検討

社会教育施設におけるボランティア活動状況の実態をよりの確に把握するための方策及び可能性について、報告者負担に配慮しつつ、引き続き検討する必要がある。

- ・平成 17 年調査においては、男女共同参画の視点に立った統計の充実のため男女別の人数把握を行った。
- ・平成 20 年度調査においては、ボランティア活動状況の実態をよりの確に把握するため、ボランティアに対する研修の実施状況及びボランティア活動の種類を新たに把握する。

(3) 調査方法の検討

調査方法については、調査の効率化の観点から、地方公共団体や調査対象施設におけるコンピュータの導入状況、インターネットへの接続状況、平成 15 年度に実施を予定している学校基本調査における電子調査票収集システムの運用状況等を踏まえながら、平成 17 年度調査からオンライン調査を導入することについて努力する必要がある。

- ・「統計調査等業務・システム最適化計画」(平成 18 年 3 月各府省情報化統括責任者連絡会議決定)により、政府統計共同利用システムが構築され、平成 20 年度から運用が開始されることから、平成 20 年度調査において当該システムを利用したオンライン調査を導入する。

(4) その他

社会教育・生涯学習活動の全体像をとらえる統計の在り方について、現在の統計体系の見直しを含め、検討する必要がある。

- ・平成 17 年度調査において、統計体系の見直しとして、「生涯学習関連事業等調査(届出調査)」を社会教育調査に統合した。

2. 平成 17 年 7 月の統計審議会答申で今後の課題とされた事項への対応状況

(1) 調査の在り方及び調査体系の見直し

文部科学省は、社会教育調査及び生涯学習・社会教育施設等調査並びに同省の関連統計調査について、社会教育・生涯学習の全体像を把握し、行政の課題に的確に対応した基礎資料を整備する観点から、次回調査までに、調査の在り方及び調査体系を見直す必要がある。

- ・平成 20 年度調査において、「生涯学習・社会教育施設調査（承認統計）」を社会教育調査に統合する。
- ・平成 20 年度調査において、「生涯学習センター調査」を新設する。

(2) 調査範囲及び調査の単位、経理事項の把握の検討

その際、見直し後の調査において、調査結果の様々な集計、分析、利用等が可能となるよう、調査範囲及び調査の単位、経理事項の把握等調査の企画・設計についても十分検討する必要がある。

- ・平成 20 年度調査において、調査対象に独立行政法人立の施設、首長部局所管の施設及び「生涯学習センター」を追加する。
- ・調査は施設単位で実施し利用者個々からの情報収集は行わないが、平成 20 年度調査においては、施設が実施する学級・講座の学習内容別区分を細分化して、事業内容及び利用状況を詳細に把握する。
- ・社会教育調査において経理事項の把握は行わないが、本調査の対象施設は経済センサスの調査対象となっていることから、その動向を注視する必要がある。